

高崎市社会教育関係団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に定められた「社会教育関係団体」の登録について必要な事項を定め、その活動の支援を図ることを目的とする。

(登録の基準)

第2条 社会教育関係団体として登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業・活動を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (3) 法人であると否とを問わず、次の要件を備えている団体であること。
 - ア 規約を有すること。なお、規約には当該団体が社会教育活動を主とする団体であることが明記されていること。
 - イ 団体意志を代表する代表者、団体意志を形成し執行する機構が確立していること。
 - ウ 団体活動のための自己財源ならびに団体独自の経理機構を有すること。
 - エ 団体の年間予算のうち大半が社会教育に関する事業に支出されていること。
 - オ 主たる活動の場所を高崎市内とすること。
 - カ 市民にひろくひらかれた団体であること。
 - キ 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。
 - ク 団体の事務は行政機関等に依存することなく団体が自主運営をしていること。
- (4) 次の行為を行わない団体であること。
 - ア もっぱら営利を目的とした事業又は営利事業者の利害に関する行為。
 - イ 特定の政党の利害に関する行為。
 - ウ 公の選挙における特定の候補者の利害に関する行為。
 - エ 特定の宗教、宗派、教団の利害に関する行為。

(登録の申請)

第3条 社会教育関係団体として登録しようとする団体は、「社会教育関係団体登録申請書」（様式第1号）並びに関係書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- 2 登録の申請は、第2条に定める登録の基準に適合する団体の連合団体をもって行うこともできるものとする。ただし、当該連合団体に加盟している単位団体はすでに登録されているものとする。

(登録の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定により申請のあった団体が登録の基準に適合すると認めるときは、社会教育関係団体として登録し、「社会教育関係団体登録通知」（様式第2号）を当該申請団体に送付する。

- 2 前項の場合において登録にあたり、教育委員会はあらかじめ、社会教育委員会議の意見

を聞くものとする。

3 登録の期間は、3年とする。

(登録後の手続等)

第5条 社会教育関係団体はその規約ならびに役員等に変更があった場合、又は、連合団体にあっては加盟団体に変更があった場合は、その都度教育委員会に報告するものとする。

(登録の取り消し又は停止)

第6条 教育委員会は、社会教育関係団体が登録の基準に適合しなくなったと認めた場合には、社会教育委員会議の意見を聞いて登録を取り消し又は停止するものとする。

(登録団体への支援)

第7条 高崎市教育委員会は、社会教育活動の振興を図るため、次の支援を行う。

- (1) 登録団体一覧を作成し、市民の求めに応じてその情報を提供する。
- (2) 必要に応じ、団体相互交流・連携の促進および団体運営にかかる研修会等を行う。
- (3) その他必要に応じ、社会教育関係団体活動の活発化のための支援を行う。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。